

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条第1項に規定する障害者及び同条第2項に規定する障害児が、障害の有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(1) 市町村地域生活支援事業

○市町村必須事業・・・10事業

- ・理解促進研修・啓発事業
- ・自発的活動支援事業
- ・相談支援事業
- ・成年後見制度利用支援事業
- ・成年後見制度法人貢献支援事業
- ・意思疎通支援事業
- ・日常生活用具給付等事業
- ・奉仕員養成研修事業
- ・移動支援事業
- ・地域活動支援センター機能強化事業

(2) 特別支援事業

○事業の遅れている市町村必須事業の促進を図るための事業または地域における必須事業に係る実施水準の格差是正を図るため必要となる事業。

※予め厚労省と協議が必要であり、厚労省が適当と認める事業。

交付された補助金は各自治体の裁量で個々の事業に柔軟に配分可能な「統合補助金」

○市町村任意事業・・・14事業

1. 日常生活支援
 - ・福祉ホームの運営
 - ・訪問入浴サービス
 - ・生活訓練等
 - ・日中一時支援
 - ・地域生活支援拠点等・ネットワーク運営推進事業
 - ・地域生活定着支援センターとの連携強化事業
2. 社会参加支援
 - ・レクリエーション活動等支援
 - ・芸術文化活動振興
 - ・展示・声の広報等発行
 - ・家庭・教育・福祉連携推進事業
3. 就業・就労支援
 - ・盲人ホームの運営
 - ・知的障害者職親委託

補助率

国：50/100以内

県：25/100以内

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条第1項に規定する障害者及び同条第2項に規定する障害児が、地域生活支援事業で定める事業に加え、政策的な課題に対する事業を実施し、障害の有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（１）市町村地域生活支援促進事業

○ 8 事業

- ・ 発達障害児者地域生活支援モデル事業
- ・ 障害者虐待防止対策支援事業
- ・ 成年後見制度普及啓発事業
- ・ 発達障害児者及び家族等支援事業
- ・ 雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業
- ・ 意思疎通支援従事者キャリアパス構築支援事業
- ・ 重度訪問介護利用者の大学修学支援事業
- ・ 地域における読書バリアフリー体制強化事業

（２）特別促進事業

○地域の特性に応じた政策的な課題の解決を図るため、実施主体が目標及び実施計画を定めて実施する日常生活支援、社会参加支援、権利擁護支援及び就業・就労支援に関する事業。

※予め厚労省と協議が必要であり、厚労省が特に重要と認める事業。

事業ごとに交付する補助金

補助率

国：1/2

県：1/4

令和7年度スケジュール

R7.5.30 社会参加班

	国費	県費
R7.4月	〈R5〉国費の返還	〈R5〉県費の返還
5月	〈R6〉実績報告	
6月	〈R7〉実態調査	※促進事は事業ごとに 時期はバラバラに事前 協議・内示がある。
7月		
8月		
9月	〈R7〉所要額見込み調査	
10月		
11月		
12月	〈R7〉内示及び交付申請	
R8.1月		
2月		
3月	〈R6〉額の確定 〈R7〉交付決定 〈R7〉概算払い請求書の提出・概算払い	〈R6〉額の確定 〈R7〉交付決定 〈R7〉概算払い請求書の提出・概算払い